

## 市民会議報告

2018年3月7日(水)

佐藤 郁美 (42期)  
●Ikumi Sato  
(平成29年度副会長)

第二東京弁護士会では、当会の活動をご理解いただくとともに、当会の活動に市民の皆様の見解を反映するため、平成16年より、年3～4回市民会議を開催しています。平成29年度第3回目となる市民会議（平成30年3月7日開催）では、「裁判員裁判（刺激的証拠の取扱い）について」と、「裁判手続等のIT化について」のテーマで意見交換を行いました。このうち、本稿において、「裁判員裁判について」の意見交換の状況をご報告いたします。

ところで皆さんは、住居侵入、強盗殺人等に関する裁判員裁判事件で裁判員を務めた原告が、裁判員として裁判参加を余儀なくされたことで急性ストレス障害を発症したとして、裁判員制度が違憲である旨主張して国家賠償を請求したという事案をご存知でしょうか。当該請求について、2016年10月25日、最高裁判所により上告が棄却されています。

この事件を契機として、「刺激的証拠」、すなわち、捜査機関が収集した犯行状況や被害状況を証明するための写真やDVD等による映像等の取扱いについて、裁判所の実務が変わったのではないかとということが指摘されています。例えば、裁判所が、捜査機関が収集した犯行状況や被害状況を証明

するための写真やDVD等による映像をそのままの形で採用することはせず、防犯カメラ映像については、音声付きで被害者の声が入っている場合には被害者の声の消去を求めたり、あるいは、遺体の損傷状況等を記録した写真や解剖写真等については、診断書と解剖医の説明した人体の損傷状況を表したスケッチ等を証拠として提出することを求めたりするなどです。

このような裁判所の運用に対しては、遺体であるとか患部の写真であるというだけで判断するのではなく、証拠としての価値を吟味すべき等の意見もあり、他方、裁判員には、選任手続の段階でどのような事件であるかを説明し、また、審理に入る前に『〇〇といった証拠が出る予定です。』と予告したりしているが、実際に、審理中に顔色が急変し倒れてしまった例もあったようで、刺激的証拠の取扱いについては慎重とならざるを得ない等の声もあります。

市民会議では、上記について説明申し上げた後、写真やDVD等による映像を加工したものを証拠として提出することは、真実発見のためのベストエビデンスを排除してしまうことになってしまわないか、また、弁護人にとっても、被告人に有利な証拠を排除する可能性がある等の問題提起がなされました。そして、①犯行態様ないし犯行状況を明らかにするための証拠として、犯行現場の状況を表す血の海となっている現場の写真、②死因を特定するための証拠として、遺体の受傷部位の写真、司法

解剖時の摘出した臓器の損傷状況を撮影した写真（カラー写真）、③防犯カメラの生々しい犯行時の映像等を、法廷で、写真やモニターで顕出することについて、どの様に考えるか、市民会議委員の意見をおうかがいしました。

まず、刺激的証拠を見ることについて委員の意見は分されました。委員の中には、刺激的証拠を自分なら見たくない、苦手である旨回答される方が複数人いらして、また、裁判員として選任された結果、刺激的証拠を見せられるのであれば、それは、人によっては国による暴力を受けたものとも言えるのではないかと疑問を呈される委員もいました。

刺激的証拠の法廷での顕出にかかる市民会議委員の多くは、写真とか映像への考え方は個人差があり刺激的証拠を見ることが苦手な人もいるため、刺激的証拠が提出される可能性のある裁判の裁判員にこのような人を選任しないような配慮は必要である。他方、このような配慮を行った上で選任された裁判員は、真実を見るべきであり、刺激的証拠であっても加工することなく、写真や映像といった方法で証拠として提出されるべきだ、という意見でした。

これに対して、ある委員からは、自分が裁判員になった場合を想定して、選任段階で配慮すべきとは言っても、選任の段階では、どのようなものが出てくるか想像がつかないし、自分は刺激的証拠を見ても大丈夫だと思っている人もいるかもしれない。または、裁判員は国民の義務であるから刺激的証拠があるからという理由で辞退してはいけないと考え、頑張ろうと思う人もいるだろうから、選任の段階では辞退しなかったとしても、実際の審理において刺激的証拠を見るのが困難であることがわかったら、その時点で辞退できるようにすべきとの意見もありました。裁判員が受けてしまう精神的ダメージと、もしかしたら裁判員

の務めが終わった後も引きずるかもしれない苦痛やストレスに対する対応も取られるべきであり、そして、刺激的証拠に対する受け止め方は人それぞれであり、人によってはそのダメージがその人の一生を駄目にする可能性もあり、そういうことへの配慮があつてこそ、誰にでも受け入れられる、安心して引き受けられる制度となるのではないかとのことでした。

また、海外に在住している市民会議委員の方からは、自分が住んでいる国では、日本ほど画像処理がされていないので、凶悪犯罪の生々しい遺体がテレビに流れるが、一般人としてこれを見ることは衝撃的であるとともによりインパクトが強いため、このような映像はかえって厳罰の方向に向くのではないかと、画像処理されている方が客観的に判断できるのではないだろうかとの意見もありました。

各市民会議委員の意見をおうかがいして、刺激的証拠の取扱いは、裁判員制度の根幹にかかわる問題だということ認識しました。国民誰もが裁判員として参加すべきという理念をつきすすめると、誰でも安心して裁判員になれるよう、刺激的証拠については法廷での顕出を制限するという対応も必要となりそうです。他方、刺激的証拠を見ても平気という人だけを刺激的証拠が出る可能性があるケースの裁判員とするのであれば、刺激的証拠への加工は不要という結論になります。ただ、刺激的証拠を見ても客観的に判断できるという人とそうでない人をどう識別するか、という難しい問題は残ります。いろいろと考えさせられる会議でした。市民会議委員の皆様、ありがとうございました。 